

## 政 治・經 濟

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で記入することになっています。  
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は 60 分です。
- V 問題は 22 ページで大問 4 問です。

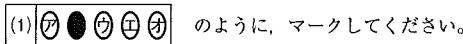
## マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HB の黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。

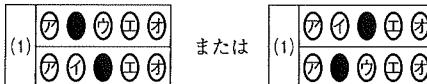
2. マークのしかた

(ア) 正しい例

a 解答が 1 つの場合、例えばイと解答するときは



b 解答が 2 つの場合、例えばイとウと解答するときは



(イ) 悪い例

(1)	○	●	○	□	□
(2)	○	●	○	□	□
(3)	○	○	○	□	□
(4)	○	○	○	□	□
(5)	○	●	●	□	□

○印でかこむ。

全部をぬりつぶしていない。

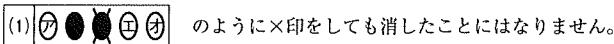
レ印をつける。

印をつける。

1 欄に 2 つ以上マークする。

} このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。



4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

[ I ] 以下は、不祥事を起こした某企業の取締役による記者会見の一部である。この会話文を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

取締役 「このたびは、ステークホルダーの皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけして誠に申し訳ございませんでした。弊社主力製品Aの価格変更に伴い、複数の競合他社との間で販売価格を引き上げる旨の合意をした行為が独占禁止法が禁止している( 1 )に該当すると( 2 )から排除措置命令を受けました。ご指摘いただいた事実を真摯に受け止め、今後、社内体制の抜本的見直しに努める所存でございます。」

記者 「今回の不祥事を引き金に、株価の大幅な下落に伴う( 3 )の喪失に見舞われた株主が( 4 )を提起することを検討しているようですが。」

取締役 「株主の皆様に対しては引き続き誠実に対応して参りたいと存じます。また( 5 )につきましては、内部留保を充当させることによって昨年度と同様の水準を確保する予定でございます。」

記者 「今回の不祥事は御社及び業界の構造的体質によるのではないでしょうか。具体的には、創業家一族の影響力が絶大であり、取締役会が有効に機能していない結果なのではとの指摘もなされています。」

取締役 「いわゆる( 6 )の問題につきましては、引き続き( a )等による外部からのチェック機能を強化することによって、不正行為の防止と長期的な企業価値の増大に向けて努力していく所存です。」

記者 「今回の事案に限らず、御社に関しては( 7 )の意識が乏しいと言わざるを得ない事案がたびたび報道されています。ディスクロージャーが進んでいないとの批判に関して、どのようにお考えでしょうか？」

取締役 「その点に関しましては、鋭意改善中でございます。また今後は、企業としての社会的責任を果たすべく( 8 )活動をさらに積極的に推進すると同時に、( 9 )が定めた持続可能な開発のための2030 アジェンダの推進も積極的に行う所存でございます。」

記者 「今回の不祥事によって、業界再編が進むとの見方があります。これまで御社が積極的に進めてきたM&A戦略に関しては、今後どのように進

めていくおつもりでしょうか？」

取締役 「この件につきましては、従来通りの方針を堅持しつつ、今まで以上に細心の注意を払う所存でございます。」

問(A) 文中の( a )に入れるのに、最も適当でないものを(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 社外取締役 (イ) 監査法人 (ウ) 顧問弁護士  
(エ) 国税専門官

問(B) 下線部①に関して、その対象として最も適当でないものを(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 公認会計士 (イ) 取引先企業 (ウ) 債権者 (エ) 地域住民

問(C) 下線部②に関して、その対象として最も適当でないものを(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 株主構成 (イ) 財務データ (ウ) 顧客の個人情報  
(エ) 法令違反行為

問(D) 下線部③に関して、次の(1)・(2)に答えなさい。

(1) それを示す略称として最も適当なものを(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) S D A s (イ) S G A s (ウ) S D G s (エ) S G D s

(2) その目標に該当するものとして最も適当なものを(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 貧困の撲滅 (イ) 移民の排除 (ウ) 核兵器の廃絶  
(エ) 公共サービスの民営化

問(E) 下線部④に関して、その目的として最も適当でないものを(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 新規市場における流通網や販売ノウハウを獲得するため
- (イ) 新規参入分野の先進的技術や特許を獲得するため
- (ウ) マーケットシェアの拡大によって規模の経済性を獲得するため
- (エ) 経営のアウトソーシングによってコスト優位性を獲得するため

問(F) 文中の( 1 )～( 9 )に入れると最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- |                 |                  |           |
|-----------------|------------------|-----------|
| (ア) アセット・マネジメント | (イ) イニシアティブ      | (ウ) 國際連合  |
| (エ) EMS         | (オ) OEM          | (カ) カルテル  |
| (キ) キャピタルゲイン    | (ク) 株主代理訴訟       | (ケ) 経済産業省 |
| (コ) 公正取引委員会     | (サ) 再販売価格維持行為    |           |
| (シ) CSR         | (ス) スケール・メリット    |           |
| (セ) コンツェルン      | (ソ) 株主代表訴訟       |           |
| (タ) ダイバーシティ     | (チ) 懲戒請求         | (ツ) 利益率   |
| (テ) 配当          | (ト) ケイパビリティ      | (ナ) 売上高   |
| (ニ) コンプライアンス    | (ヌ) コーポレート・ガバナンス |           |
| (ヌ) モラル・ハザード    | (ノ) 行政事件訴訟       |           |

〔II〕 次の文章を読んで、問(A)～問(E)に答えなさい。

近年、公文書管理のあり方に関心が集まるようになっている。公文書等の管理に関する法律(以下、公文書管理法)の第1条には、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等」は、「健全な<sup>(1)</sup>( 1 )主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であるとされている。この点を踏まえれば、公文書は適切に管理されることが求められる。しかし、日本ではこれまで、必ずしも公文書が適切に管理されてきたとは言い難い。

明治期以降、近代的な官僚制が整備されるに伴って、行政が法に基づいて行わ  
れているのを示すため、記録を残すことが重要となった。そのため、政府内では文書管理に関する様々な規則が設けられていったが、大日本帝国憲法の下では、国民に対する( 2 )責任(アカウンタビリティ)という考え方は希薄であり、重要な文書が廃棄されることも少なくなかった。例えば、1945年に日本が連合国<sup>(3)</sup>に占領されるにあたって、陸海軍内では、戦争責任の追及を避けるなどのために、大量の文書が焼却処分に付されたと言われている。

日本国憲法が制定された後も、政府内では、国民にとって重要な記録が公開されなかつたり、廃棄されたりすることが続いた。例えば、沖縄返還交渉の過程で、佐藤栄作首相がアメリカ大統領の( 3 )と交わしたとされる、有事の際の沖縄への核持ち込みに関する合意議事録は、2010年になって、その存在がようやく外務省の有識者委員会で認められた。また、2007年には、( 4 )省の外局であった社会保険庁による年金記録のずさんな管理が問題となつた。

2011年に公文書管理法が全面施行された後も、公文書に関する問題が相次いだ。例えば、東日本大震災<sup>(4)</sup>への対応に際して緊急災害対策本部など震災関連の会議で議事録が作成されなかつたことが明らかとなり、問題となつた。わが国における公文書管理のあり方については、今後もさらなる改善が求められていると言えよう。

問(A) 文中の( 1 )～( 4 )に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から一つ選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- |             |          |          |          |
|-------------|----------|----------|----------|
| (ア) アイゼンハワー | (イ) ケネディ | (ウ) ニクソン | (エ) レーガン |
| (オ) 経済産業    | (カ) 刑事   | (キ) 結果   | (ク) 厚生労働 |
| (ケ) 財務      | (コ) 自己   | (サ) 自由   | (シ) 説明   |
| (ス) 総務      | (セ) 独裁   | (ソ) 平和   | (タ) 民主   |

問(B) 下線部①に関して、2019年現在、独立行政法人でないものはどれか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 国立印刷局      (イ) 会計検査院      (ウ) 国立美術館  
(エ) 造幣局

問(C) 下線部②に関して、一般に官僚制の弊害として指摘されているものとして、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 公開主義      (イ) セクショナリズム      (ウ) 前例踏襲主義  
(エ) 形式主義

問(D) 下線部③に関して、第二次世界大戦において連合国であった国として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) イギリス      (イ) スペイン      (ウ) フランス      (エ) 中華民国

問(E) 下線部④に関して、東日本大震災に関する記述として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 東日本大震災が発生した時の日本の首相は菅直人である。
- (イ) 福島第一原発事故以後、日本国内のすべての原発が稼働停止となつたが、2019年現在、その半数以上が再稼働している。
- (ウ) 地震発生から7年以上が経過した現在においても、仮設住宅に居住している被災者が存在する。
- (エ) 震災復興に必要な財源を確保するために復興特別税が課されることになった。

〔III〕 次の文章を読んで、問(A)～問(G)に答えなさい。

競争的な市場では、需要量と供給量が一致するように価格が上昇あるいは下落する。このような価格の自動調節機能を通じて、効率的な資源配分が達成される。効率的な資源配分とは、希少性のある資源が無駄なく有効に利用されていることを意味している。市場が効率的に機能するためには、財産権が適切に設定されていることが必要な条件である。財産権が適切に設定されていることは、取引される財が誰のものであるかが決まっており、買い手と売り手が取引に合意した場合には適切に財とお金が移動することが保障されていることを意味する。財産権の適切な設定により財・サービスへの価格づけが行われ、取引が効率的に行われる。

しかし、ある状況下において市場は効率的に機能しない場合がある。その一つは、市場の失敗である。市場の失敗の原因の一つとして、外部性があげられる。  
① 外部性とは、ある経済主体の活動が市場を通さずに他の経済主体に影響を与えることをいう。外部性には、外部経済と外部不経済がある。

② 外部不経済の典型的な例として公害がある。ある財を生産する工場から有害物質が排出されるような大気汚染は公害の一例である。大気汚染の問題は、工場周辺住民に対して有害物質(汚染)による健康被害などの様々な費用(汚染費用)を負担させることにある。この財の消費者や生産者(工場)が汚染費用の負担をしなければ、汚染を伴うこの財の取引は社会的に見て過剰に行われる。汚染に対して財産権が適切に設定されず、汚染に対する価格づけが機能していないことが汚染問題の原因である。すなわち、外部不経済が存在する場合、適切に財産権の設定を行うなんらかの規制や仕組みがなければ、市場では効率的な資源配分は達成されない。

③ 大気汚染は地域的な外部不経済の例であるが、地球規模の例として地球温暖化・気候変動の問題がある。人類の様々な経済活動によって二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)など温室効果ガスが過剰に排出されていることがこの問題に影響していると考えられている。CO<sub>2</sub>が過剰に排出されている本質的な原因も、大気汚染と同様に、CO<sub>2</sub>に対して適切な財産権が設定されていないことがある。CO<sub>2</sub>を排出しても費用が発生しないならば、つまり、CO<sub>2</sub>排出の価格がゼロであれば、人はCO<sub>2</sub>を際限なく排出するだろう。結果的に過剰なCO<sub>2</sub>が生まれてしまう。

$\text{CO}_2$ 排出に価格をつける方法として、排出に際して税金をかける方法(炭素税)と、排出可能な枠を決めてその過不足分を市場で売買する排出量取引制度がある。<sup>(6)</sup>これらの制度の下では、排出量が多いほど企業負担は増える。そのため、排出を抑えるために経済的なインセンティブが働き、企業は排出を減らす努力を行うことが期待される。地球規模の外部不経済に対しても、適切に財産権が設定されることによって効率的な資源配分の達成が可能である。

炭素税は、 $\text{CO}_2$ 排出量あたりの価格を政府が設定するため、 $\text{CO}_2$ 排出の価格づけは集権的である。日本では2012年に「地球温暖化対策税」と呼ばれる炭素税が導入されている。これは $\text{CO}_2$ 排出量1トンあたり289円(2017年時点)であり、 $\text{CO}_2$ 排出への価格づけが行われている。<sup>(7)</sup>他方、フランスでは $\text{CO}_2$ 排出量1トンあたり30.5ユーロ(約4000円、2017年時点)、カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)では30カナダドル(約2700円、2017年時点)、スウェーデンでは119ユーロ(約1万6000円、2017年時点)など、諸外国においても炭素税が設定されている。

排出量取引は $\text{CO}_2$ 排出量が市場で取引されるため、市場で価格が決まり、 $\text{CO}_2$ 排出の価格づけは分権的である。我々は、炭素税や排出量取引等による適切な財産権の設定を通して、効率的な資源配分の達成を目指していると言えよう。

問(A) 下線部①に関する記述として、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 政府の失敗を補うために行われる政府の活動が効率性に反する結果(市場の失敗)をもたらす。
- (イ) 市場の失敗があったとしても、価格メカニズムは働き、希少な資源は無駄なく配分される。
- (ウ) 政府による税や補助金等を介した市場への介入が市場の失敗を生じさせる。
- (エ) 価格の上限規制等、価格の自動調整作用を害することは市場の失敗につながる。
- (オ) 市場の失敗がある場合、政府による適切な市場への介入が求められる。

問(B) 下線部②に関する記述として、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 他の経済主体に良い影響(利益)を与えるにもかかわらず、外部経済を伴う行動は社会的に望ましい水準より過少に供給される。
- (イ) 他の経済主体に悪い影響(不利益)を与えるにもかかわらず、外部経済を伴う行動は社会的に望ましい水準より過剰に供給される。
- (ウ) 外部経済は他の経済主体の利益になるので、なんら社会的な問題は存在しない。
- (エ) 外部経済の特徴を持つ財・サービスには、税金をかけることで社会的に適切な供給量を達成することができる。
- (オ) 外部経済とは、政府の経済活動が市場の効率性に反する結果をもたらすことである。

問(C) 下線部③に関して、高度経済成長期に提訴された公害の例として、最も適当でないものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 新潟水俣病 (イ) 四日市ぜんそく (ウ) 足尾銅山鉱毒事件  
(エ) 水俣病 (オ) イタイイタイ病

問(D) 下線部④の状況を改善する政策手段として、最も適当でないものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 汚染物質の排出企業に対して、排出量に応じた課税を行う。
- (イ) 汚染物質の排出企業に対して、汚染物質の排出可能な量の権利を決め、その過不足分についての取引市場を認める。
- (ウ) 汚染物質の排出企業に対して、汚染による損害に対する賠償制度を設計する。
- (エ) 汚染物質の排出企業に対して、汚染による損害に対する罰金を科す。
- (オ) 汚染物質の排出企業に対して、汚染物質を排出する活動の完全な禁止を求める。

問(E) 下線部⑤の原因として、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 外部不経済をもたらす行動が社会的に望ましい水準になっている。
- (イ) 外部不経済によってもたらされる費用を、外部不経済をもたらす経済主体が負担している。
- (ウ) 外部不経済をもたらす行動が社会的に望ましい水準より過少になっている。
- (エ) 外部不経済によってもたらされる費用が内部化されていない。
- (オ) 外部不経済によってもたらされる費用が政府によって負担されている。

問(F) 下線部⑥に関して、排出量取引市場における需要者とはどのような企業であろうか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 自らに割り当てられた排出量を実際の排出量が上回ってしまうため、その差にあたる排出権を市場から購入する企業
- (イ) 自らに割り当てられた排出量を実際の排出量が下回ってしまうため、その差にあたる排出権を市場から購入する企業
- (ウ) 自らに割り当てられた排出量を実際の排出量が下回ってしまうため、その差にあたる排出権を市場で販売する企業
- (エ) 自らに割り当てられた排出量を実際の排出量が上回ってしまうため、その差にあたる排出権を市場で販売する企業

問(G) 下線部⑦に関して、日本のCO<sub>2</sub>排出企業は、フランスやスウェーデンの企業と比べるとどのような違いがあるだろうか。最も適当な記述を次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 炭素税が相対的に低い日本の企業にとって、CO<sub>2</sub>の排出削減を行う動機は相対的に大きい。
- (イ) 炭素税が相対的に低い日本の企業にとって、CO<sub>2</sub>の排出削減を行う動機は相対的に小さい。
- (ウ) 炭素税が相対的に高い日本の企業にとって、CO<sub>2</sub>の排出削減を行う動機は相対的に小さい。
- (エ) 炭素税が相対的に高い日本の企業にとって、CO<sub>2</sub>の排出削減を行う動機は相対的に大きい。

[IV] 次の文章を読んで、問(A)～問(L)に答えなさい。

憲法に限らないが、成文法の条文は素っ気ない文言で書かれていることが多い。

① 立法作業においては、一方では、政治を反映して利害の調整の結果として文言が選ばれ、他方では、既存の法体系と矛盾が起こらないように文言が選ばれる。いったん定められればその改正が困難であることに成文憲法の意義の一つがあることから、憲法に定めておくべき事項と法律に委ねてよい事項との区別が、憲法制定の立法作業では行われる。成文法の条文を解釈するときには、法がどのように体系化されているか、法がどのような原理に支えられているかを考えるとともに、立法作業においてどのような文言が採用されたかに注意を払うことが大切である。そこで、日本国憲法第8章の規定を用いて、その条文はどのように解されているか、見てみよう。

92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

93条1項 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

同2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

憲法93条には「地方公共団体」という言葉が用いられている。マッカーサー草案では、県や市などの具体的な名称が用いられていたが、種別を憲法で固定することは窮屈であるとの理由から、それらは憲法の条文には用いられなかった。この歴史的な事實を重視するならば、例えば県の廃止には憲法改正は必要ではない

という解釈が導き出され得る。

憲法 93 条には地方公共団体に議会と長が設けられるべきこと、長も議会の議員も選挙によるべきことが定められている。第一に、選挙について、「住民が、<sup>④</sup>直接これを選挙する」と定められているが、「直接」という言葉は日本国憲法では<sup>⑤</sup>ここでしか用いられていない。「直接」ではない選挙がなぜ否定されるべきか、問われよう。また、長と議会の議員のほかにどのような職について選挙が行われるかについては法律に委ねられている。第二に、地方議会について「議事機関」という言葉が用いられているが、それだけでは長と議会とがどのような関係にあるか、明らかではない。長であれ議会であれ、地方公共団体の組織については、国会や内閣などと比べると、日本国憲法において定められている内容は少ない。国会の権限、特にその立法権が強力であるからこそ、それを規律しておくことが憲法の役割であると言える。これに対して、地方公共団体の組織をどのように規律するかは、立法政策に委ねるという趣旨であろう。

そもそも、憲法 92 条において、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は「法律でこれを定める」と定められている。しかしながら、法律の定めは「地方自治の本旨に基いて」いなければならない。だからこそ、地方自治として何が憲法により保障されているかを論ずるときには、「地方自治の本旨」が何を意味するかが問われ、それは住民自治と団体自治を意味すると説かれてきた。もっとも、学説のなかには、このような議論の仕方に批判的なものも存在する。そこでは、アメリカ型の地方自治の保障に由来する文言が採用されなかったという歴史的な事が注目されてきた。地方自治が認められる以上、地方公共団体の組織をどのようなものにするかは、それぞれの地方公共団体及びその住民の意思に従って決めることができるべきという考え方があり、マッカーサー草案においては住民が「憲章」を作成する権利を有することが記されていたところ、日本国憲法には、条例制定権の規定が 94 条に設けられる一方、マッカーサー草案にはなかった文言の条文が 92 条に置かれたと説かれている。

地方自治を脅かすものは法律の制定改廃に限られないが、地方自治が脅かされようとするときに、地方公共団体は裁判所にその救済を求めて訴えることができるか。国民には「裁判を受ける権利」が人権の一つとして憲法上保障されており、

人権を確保する手段として機能している。地方自治は民主主義の学校であり、国民の参政権の保障に資する面があるが、地方公共団体は統治機構の一つであることから、地方自治が脅かされるとても、それは統治機構内における統治権の配置を巡る問題であり、地方公共団体にとって人権の問題は生じないと考えられる。そのため、国民に対する人権侵害の場合と全く同じように、地方自治の侵害に対して地方公共団体に裁判所による救済が保障されねばならないわけではない。

ところで、憲法の定めを国民に人権として保障されているものとそうではないものとに分けることは、生来的・普遍的な人権とそうではない特権との違いを考える契機となる。例えば天皇・皇族に人権は保障されるかという問い合わせがある。皇位の世襲が憲法に規定されるように、天皇・皇族に関する制度は門地により特権を認めるものであり、天皇・皇族がどのような権利を有し義務を負うかは、それら制度の趣旨等に応じて決まる。そのため、天皇制・皇室制度のなかでは自由・平等といった生来的・普遍的な人権という原理は貫徹し得ない。しかしながら、天皇の退位に関して、例えば、天皇・皇族が特権的な地位から離れることが人権として保障される余地がないか、議論もある。<sup>⑫</sup>

問(A) 下線部①に関して、内閣には法律案を国会に提出することが認められており、多くの法律案の原案は行政各部のなかで作成されている。そして、行政各部の作成する法律案の原案の審査などを担当する組織が設けられている。それは、どのような名称の組織であるか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 法務省 (イ) 檢察庁 (ウ) 内閣法制局  
(エ) 最高裁判所事務総局

問(B) 下線部②に関して、日本国憲法ではなく法律において具体的な数字をもつて定められている事項は次の(w)～(z)の中でいくつあるか。最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (w) 衆議院議員・参議院議員の定数
- (x) 衆議院議員・参議院議員の任期の年数
- (y) 国会が憲法改正の発議を行うために必要とされる、各議院の総議員数に占める賛成数の割合の下限の数
- (z) 内閣総理大臣以外の国務大臣の上限の数

(ア) 0 (イ) 1 (ウ) 2 (エ) 3 (オ) 4

問(C) 下線部③に関する説明として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 連合国軍最高司令官総司令部によって憲法草案が作成されることは、日本政府の受諾したポツダム宣言の明文の規定により義務付けられていた。
- (イ) マッカーサー草案とは、マッカーサーの指示により連合国軍最高司令官総司令部民政局が1946年に作成したものである。
- (ウ) 連合国軍最高司令官総司令部によって憲法草案が作成されたことの一因は、日本政府が1946年になっても明治憲法の改正案の作成作業に着手しなかったことである。
- (エ) マッカーサーは憲法草案に盛り込むべき必須の要件として、天皇の退位、戦争の放棄、封建制度の廃止という3つの原則を提示したが、日本政府との協議により、マッカーサー草案には天皇の退位は定められないこととなった。

問(D) 下線部④に関して、国政選挙について、次の(1)～(3)の問い合わせに答えなさい。

- (1) 国政選挙に関して最高裁判所は違憲判断を下したことがある。最高裁判所の違憲判断が下されたことで、どのようなことがその後に是正されることがになったか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。
- (ア) どのような犯罪を行ったかにかかわらず、刑事施設に収容されているために投票できないこと。
- (イ) 1人300万円の供託金(選挙区)を支払うことができないために立候補が事実上困難な場合があること。
- (ウ) 外国に居住しているために衆議院議員・参議院議員の比例区の選挙にしか投票できないこと。
- (エ) 戸別訪問が禁じられる一方、マスメディアへの広告の費用を支払うことのできないために十分な選挙運動ができないこと。
- (2) 衆議院議員選挙のうちブロック別の比例区ではドント式により各政党に議席が割り当てられる。2017年10月22日に実施された総選挙において近畿ブロックに割り当てられている議席数は28(全国最多)、四国ブロックに割り当てられている議席数は6(全国最少)である。次ページの表は各政党の得票数を除数で割ったものを示すものである。
- 近畿ブロック及び四国ブロックにおいて立憲民主党が獲得する議席数は合計でいくつか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。
- なお、公職選挙法の規定(95条の2)によれば、各政党の名簿登載者(重複立候補の当選者は名簿に記載されないものとして扱われる)の数を超えて各政党が議席を獲得することはないが、本問を解答するに当たり、この点は考慮に入れないものとする。

(ア) 4 (イ) 5 (ウ) 6 (エ) 7

近畿ブロック(議席数 28, 全政党の得票数の総計 : 8,447,094)

除数	自由民主党	日本維新の会	立憲民主党	公明党
1	2,586,424	1,544,821	1,335,360	1,164,995
2	1,293,212	772,410	667,680	582,497
3	862,141	514,940	445,120	388,331
4	646,606	386,205	333,840	291,248
5	517,284	308,964	267,072	232,999
6	431,070	257,470	222,560	194,165
7	369,489	220,688	190,765	166,427
8	323,303	193,102	166,920	145,624
9	287,380	171,646	148,373	129,443
10	258,642	154,482	133,536	116,499
11	235,129	140,438	121,396	105,908
12	215,535	128,735	111,280	97,082
除数	希望の党	日本共産党	社会民主党	幸福実現党
1	913,860	786,158	78,702	36,774
2	456,930	393,079	39,351	18,387
3	304,620	262,052	26,234	12,258
4	228,465	196,539	19,675	9,193
5	182,772	157,231	15,740	7,354
6	152,310	131,026	13,117	6,129

四国ブロック(議席数 6, 全政党の得票数の総計 : 1,612,659)

除数	自由民主党	希望の党	公明党	立憲民主党
1	579,225	324,106	236,863	232,965
2	289,612	162,053	118,431	116,482
3	193,075	108,035	78,954	77,655
4	144,806	81,026	59,215	58,241
5	115,845	64,821	47,372	46,593
除数	日本共産党	日本維新の会	社会民主党	幸福実現党
1	118,826	78,500	29,818	12,356
2	59,413	39,250	14,909	6,178

「平成 29 年 10 月 22 日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査速報結果」の「党派別議席配分表(比例代表)」をもとに作成(総務省ウェブサイト [http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/shugiin48/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin48/index.html))。問題の作成の都合上、小数点以下は切り捨てている。

(3) 各ブロックに割り当てられている議席数に占める各政党の獲得議席数の割合(以下、獲得議席率という)と各ブロックにおける全政党の得票数の総計に占める各政党の得票数の割合(以下、得票率という)はブロックごとに算出することができるが、この点について、2017年10月22日に実施された総選挙における近畿ブロック・四国ブロックでの自由民主党の獲得議席率・得票率の関係に関して、前ページの表からどのようなことを読み取ることができるか。最も適当なものを次の(ア)～(ウ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 自由民主党の獲得議席率と得票率との差は、四国ブロックのほうが近畿ブロックに比して大きいこと。
- (イ) 自由民主党の獲得議席率と得票率との差は、近畿ブロックのほうが四国ブロックに比して大きいこと。
- (ウ) 自由民主党の獲得議席率と得票率との差は、近畿ブロックでも四国ブロックでも、全く同じであること。

問(E) 下線部⑤に関して、日本国憲法93条2項は直接選挙の原則を定めている。

直接選挙の原則に照らして許されないのはどのようなことか。最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

(ア) 地方公共団体の区域のなかに不動産を有する者しか選挙権を有しないこと。

(イ) 選挙区ごとに選挙委員を選出し、選出された選挙委員によって当選者が決められること。

(ウ) 責任ある投票を可能とするために正当な理由なく投票を行わないことを禁じること。

(エ) 地方公共団体への納税額に応じて選挙権の価値に区分を設けること。

問(F) 下線部⑥に関して、現在、住民による直接選挙が法律により定められている職は、次の(v)～(z)の中でいくつあるか。最も適当なものを次の(ア)～(カ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

(v) 副市町村長 (w) 簡易裁判所判事 (x) 教育委員会の委員

(y) 選挙管理委員会の委員 (z) 政令指定都市に置かれる区の区長

(ア) 0

(イ) 1

(ウ) 2

(エ) 3

(オ) 4

(カ) 5

問(G) 下線部⑦に関して、日本国憲法93条の規定は住民により直接選挙される長と議会とを設けることで、両者を相互に独立・対等・対立の関係に置くものと解されている。地方自治法などの法律において、両者の関係についてどのようなことが定められているか。最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 地方公共団体の長の任期も地方公共団体の議員の任期も、原則として4年である。
- (イ) 地方公共団体の長には予算案を地方公共団体の議会に提出する権限があり、議会には予算の議決を行う権限がある。
- (ウ) 地方公共団体の議会が議決した条例案について、地方公共団体の長は異議がある場合、再議に付することができる。
- (エ) 地方公共団体の議会が地方公共団体の長の不信任を議決した場合、長は直ちに失職する。

問(H) 下線部⑧に関して、地方自治に関する制度は「地方自治の本旨に基いて」設けられるべきことから、住民自治を否定するものであってはならず、また、住民自治を促進するために、国政とは異なり、直接民主主義的な制度の採用が望ましいと解されている。地方自治法が設けている直接請求に関する説明として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 選挙権を有する住民は、単独で、条例の制定を求めて条例案を提出することができるが、通例、議会にプレッシャーを与えるために、署名集めが行われている。
- (イ) 選挙権の有無を問わず、住民は、単独で、地方公共団体の事務の監査を求めることができる。
- (ウ) 選挙権を有する住民は、一定数の署名を集めることで、地方公共団体の長及び議会の議員の解職を求めることができる。
- (エ) 地方公共団体に納税をしている者は、選挙権の有無を問わず、一定数の署名を集めることで、地方公共団体の財務会計行為の監査を求めることができる。

問(I) 下線部⑨に関して、地方公共団体がその財源を自ら調達する権能を有しないならば、地方公共団体は国から独立して活動を行うことは困難となる。この意味で、地方公共団体の課税権は団体自治に大いに関連する。地方公共団体の財源に関する現在の制度についての記述として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 地方公共団体は法律に定めがなくとも住民に対して課税を行うことが当然認められ、財源が不足することは起こらないので、現在、地方債を発行している地方公共団体は存在していない。
- (イ) 地方公共団体は国から独立した存在であり、住民に対して課税を行うことが当然に認められるので、現在、国から補助金が交付されている地方公共団体は存在していない。
- (ウ) 国と地方の間ないし地方公共団体相互間の財源の配分等の観点からの調整のために、国は地方公共団体の課税権に関して法律を制定している。
- (エ) 地方公共団体が住民に対して課税することに関して国が法律を制定するときには、地方公共団体から同意を得なければ、「地方自治の本旨」に反する立法として許されない。

問(J) 下線部⑩に関して、それを政治的な方法で防ぐために日本国憲法 95 条が定められていると解されている。憲法 95 条に基づく住民投票に関する説明として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 日本国憲法が施行された 1947 年以降、この住民投票は一度も実施されていない。
- (イ) 政令指定都市は通常の市町村とは異なった取扱いを受けているが、政令指定都市の指定に際して、この住民投票が実施されることはない。
- (ウ) 1972 年の沖縄の本土復帰に際して、沖縄県及び沖縄県内の市町村について特別法を定めるために、この住民投票は実施された。
- (エ) 在日米軍のために新たに施設及び区域を日本政府が提供する場合、その施設・区域のある地方公共団体は特別の取扱いを受けることになるので、この住民投票が実施されている。

問(K) 下線部⑪門地のほかにも、日本国憲法14条1項には差別となる基準が例示的に列挙されている。憲法14条1項に例示的に列挙されている差別となる基準として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 信条 (イ) 性別 (ウ) 能力 (エ) 社会的身分

問(L) 下線部⑫に関して、皇室典範においては、皇位継承について、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」と定められ、天皇が退位することを認める規定はない。天皇が退位することを国家の行為により認めるためには、例えば、憲法の定めに照らして退位の自由が認められなければならないか、退位はどのような要件の下であれば認められてよいか、退位を可能とするためにはどのような国家の行為が必要であるかなどが問題となる。

今上天皇が退位することを認めるための国家の行為が2017年に行われた。この行為に関する説明として、最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 国会は皇室典範の特例法を制定した。  
(イ) 内閣は国会の議決を経て、皇室典範の適用除外を宣言した。  
(ウ) 内閣は国会の議決を経て、皇室典範の特例政令を制定した。  
(エ) 皇室会議は国会の議決を経て、皇室典範の適用除外を宣言した。

(以上)